

消費者契約に関する検討委員会
第2回議事録

内閣府国民生活局消費者企画課

第2回 消費者契約に関する検討委員会 議事次第

日 時：平成20年2月5日（火） 10:00～11:14

場 所：三田共用会議所第3特別会議室

1. 開 会

2. 関係者からのヒアリング

- (1) 消費者機構日本（磯辺浩一理事・事務局長）
- (2) 消費者支援機構関西（西島秀向事務局長）
- (3) 全国消費生活相談員協会（高原謙治理事・事務局長）
- (4) 京都消費者契約ネットワーク（長野浩三理事・事務局長）
- (5) 消費者ネット広島（長井貴義理事）

3. 取りまとめ

4. 閉 会

**国民生活審議会消費者政策部会
消費者契約に関する検討委員会 委員名簿**

(敬称略、50音順)

委員長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	阿部 泰久	社団法人日本経済団体連合会経済第二本部長
	夷石 多賀子	日本女子大学家政学部非常勤講師、 常磐大学大学院被害者学研究科兼任教授
	笠井 正俊	京都大学大学院法学研究科教授
	鹿野 菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	河上 正二	東北大学大学院法学研究科教授
	神田 敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
	菊地 麻緒子	電気通信事業者協会消費者支援委員会委員、弁護士、 ソフトバンクモバイル株式会社法務統括部統括部長
	藏本 一也	社団法人消費者関連専門家会議理事長
	佐々木 幸孝	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員、弁護士
	白川 弘子	特定非営利活動法人青森県消費者協会常務理事・事務局長
	田口 義明	独立行政法人国民生活センター理事
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	野坂 雅一	読売新聞東京本社論説委員
	浜田 道代	名古屋大学法学研究科教授
	平田 公一	日本証券業協会常務執行役
	丸山 絵美子	筑波大学ビジネス科学研究科准教授
	三木 浩一	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	宮川 雄司	東京都生活文化スポーツ局消費生活部長
	村 千鶴子	東京経済大学現代法学部教授
	山本 敬三	京都大学大学院法学研究科教授

以上 21 名

国民生活審議会消費者政策部会
第2回消費者契約に関する検討委員会 出席者

(敬称略、50音順)

部会長	松本恒雄	一橋大学大学院法学研究科教授
委員長	山本豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	阿部泰久	社団法人日本経済団体連合会経済第二本部長
	夷石多賀子	日本女子大学家政学部非常勤講師、 常磐大学大学院被害者学研究科兼任教授
	笠井正俊	京都大学大学院法学研究科教授
	鹿野菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
	河上正二	東北大学大学院法学研究科教授
	神田敏子	全国消費者団体連絡会事務局長
	菊地麻緒子	電気通信事業者協会消費者支援委員会委員、弁護士、 ソフトバンクモバイル株式会社法務統括部統括部長
	藏本一也	社団法人消費者関連専門家会議理事長
	佐々木幸孝	日本弁護士連合会消費者問題対策委員会委員、弁護士
	白川弘子	特定非営利活動法人青森県消費者協会常務理事・事務局長
	田口義明	独立行政法人国民生活センター理事
	野坂雅一	読売新聞東京本社論説委員
	浜田道代	名古屋大学法学研究科教授
	平田公一	日本証券業協会常務執行役
	丸山絵美子	筑波大学ビジネス科学研究科准教授
	山本敬三	京都大学大学院法学研究科教授

以上 18 名

[事務局]

堀田官房審議官（国民生活局担当）、加納国民生活局消費者団体訴訟室長

[ヒアリング説明者]

磯辺浩一氏（特定非営利活動法人消費者機構日本理事・事務局長）、西島秀向氏（特定非営利活動法人消費者支援機構関西事務局長）、高原謙治氏（社団法人全国消費生活相談員協会理事・事務局長）、長野浩三氏（特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク理事・事務局長）、長井貴義氏（特定非営利活動法人消費者ネット広島理事）

○山本豊委員長 皆様、おはようございます。時間になりましたので、ただいまから第2回「消費者契約に関する検討委員会」を開催いたします。本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

本日は「関係者からのヒアリング」として、適格消費者団体からのヒアリングを行い、最後に、前回の議論も踏まえた審議及び取りまとめを行いたいと考えております。

それでは、議事に入ります。最初の議題は「関係者からのヒアリング」です。消費者機構日本の磯辺浩一事務局長から、資料1-1「特定商取引法・景品表示法への消費者団体訴訟制度導入にあたり適格消費者団体の認定・更新・監督等を一本化することに係る意見」につきまして御説明をいただきたいと思っております。

それでは、磯辺さん、よろしく申し上げます。

○磯辺事務局長 消費者機構日本の磯辺と申します。本日は発言の機会をお与えいただき、どうもありがとうございます。

早速ですが、資料1-1「特定商取引法・景品表示法への消費者団体訴訟制度導入にあたり適格消費者団体の認定・更新・監督等を一本化することに係る意見」について御説明いたします。

この意見書は、1月20日前後の時点で適格消費者団体でありました4団体で協議をし、24日のこの検討委員会での御議論も踏まえ、まとめた意見書でございます。

内容ですけれども、1点目は、この通常国会では是非、特定商取引法・景品表示法への消費者団体訴訟制度導入を実現していただきたいということでございます。この間、御存知のようにそれぞれ経済産業省、公正取引委員会において、制度導入について検討を進めてこられました。両法への消費者団体訴訟制度の導入は、この後それぞれの団体からも御報告があると思っておりますが、消費者被害の未然防止・拡大防止の観点から、私どもの活動実績等を振り返っても非常に緊急の課題だと思っております。是非、この通常国会での成立を強く期待したいと思っております。

2点目ですけれども、適格消費者団体の認定・更新・監督については、消費者契約法に是非一本化をお願いしたいと思っております。昨年の夏から年末にかけての経済産業省、公正取引委員会での御検討の中では、各省庁がそれぞれの法律に基づく消費者団体訴訟制度について、適格団体の認定・更新・監督を行うという議論を進めてまいりました。これについて、私ども適格消費者団体は認定・更新については、是非消費者契約法・特商法・景表法について横断的に一本化されることが必要だということで、要望をしまいたところ です。

その理由としては主に3点ございまして、1つは、消費者契約法に定められている適格消費者団体の要件が、差止請求訴訟を行う組織という観点から非常に総合的な内容になっておりまして、特商法並びに景表法においても適格要件というのはほぼ同様なものになるだろうということが考えられますので、個別法ごとに認定・更新を行う必要性はないのではないかとということ。

2点目は、同じような認定・更新要件にもかかわらず個別法ごとに手続が必要ということになれば、消費者団体にとっての事務負担が非常に大きくなるということで、申請や更新の時期等には通常業務に支障を来すほどの事務作業量になることが懸念されるということ。

3点目が、認定・更新に当たって申請書類を提出するわけですが、各行政機関が別々に読

み込んで、例えば適格消費者団体の事務所訪問等が内閣府の審査の場合にあったわけですが、それが別々に行われ、別々に認定・更新の審査を行うというのは、縦割り行政の弊害であって、行政コストの無駄ではないかという点。

この3点を理由に、私どもとしては認定・監督・更新の一本化ということを強く求めてまいりましたし、この度、私どもの要望も踏まえ、これらの手続が消費者契約法に一本化される方向で検討されているということについて、強くこの方向性を支持し、一本化の実現を強く求めたいと思っております。

いずれにしても、消費者被害の拡大の状況を考えますと、特定商取引法・景品表示法への消費者団体訴訟制度の導入というのは緊急の課題ですので、この通常国会で両法への消費者団体訴訟制度の導入をすることと軌を一にして、同じタイミングで消費者契約法に認定・更新・監督の手続を一本化するための消費者契約法改正についても、現在の通常国会で是非実現されることを強く要望したいと思います。

2 枚目「訴訟手続について」ですが、消費者契約法の 12 条 5 項 2 号で後訴の制限効が定められております。これ自体は私ども法律の制定過程でも、例えば消費者に不利益な和解がなされた場合、ほかの適格消費者団体が訴訟ができないなどの極めて不都合な事態が生じる規定だということで、消費者団体訴訟制度の実現の時点でも、この規定については反対をしてまいった経緯がございまして、将来的には廃止すべきと考えております。

しかし、当面、この規定の存在を前提にする限りでは、景品表示法・特定商取引法についても、両法の消費者団体訴訟制度についても、12 条 5 項 2 号の規定に委ねて運営していくのが妥当ではないかと考えております。

そのほか、移送、弁論の併合についての規定についても、同様に、両法の消費者団体訴訟制度についても、消費者契約法 44 条、45 条に委ねていくという対応をしていただくのが妥当ではないかと考えております。

以上、4 団体の連名の意見書の御説明です。

○山本豊委員長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、資料 1-2 「消費者機構日本の適格消費者団体認定後の活動」につきましても、磯辺事務局長の方から御説明をお願いいたします。

○磯辺事務局長 私ども消費者機構日本の活動状況について、特に認定を受けました 8 月 23 日以降の活動状況について御報告をさせていただきます。

私どもの活動の主要な内容としまして「消費者契約法に基づく差止請求」ということがあるわけですが、その一連の流れは、まず消費者被害の情報収集から始まりまして、事案の検討を行い、消費者契約法に基づく差止請求を行う。結論が出たものについては消費者に情報提供を行うという一連の流れになっております。

その中で消費者被害の情報収集の業務ですが、間もなく今月中旬に「解約トラブルなんでも 110 番」ということで情報収集の臨時の電話相談を開催する予定です。これは私どもが設立して以来 5 回目の 110 番の活動ということになります。これまでは、主に学校、スクール契約の関係、

不動産賃貸借の関係、消費者契約法に基づく裁判例の多い分野について情報収集の機会を持つてきましたが、更に広く不当な解約条件を定めた約款等の収集を強めようということで、今回はテーマを特定せず、幅広いテーマで実施しようということで準備をしております。

そのほか、私どもの団体正会員である日本消費者協会、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会が日常的に取り組んでいます消費生活相談の情報の中から、消費者契約法に照らして不当ではないかという、約款・勧誘行為についての情報提供をいただくという取り組みをしております。

また、私どものホームページで情報収集をしております、だんだん認知度が高まってまいったと思っております。毎月のコンスタントに数件ずつの情報は寄せられる。このホームページの情報収集は、消費者の方に御自身のお名前、御連絡先等を明記していただいて情報提供していただくという仕組みにしております、きちんと御本人に連絡をとって内容を確認して対応できるという体制をとっております。

事案の検討体制ですが、現在、被害情報対応委員会に弁護士さん、司法書士さん、消費生活問題の専門家ということで40名程度の委員の登録をいただいております、それぞれ10名ずつのワーキンググループに分かれ、同時進行的に複数のテーマを検討するという体制をつくっております。この秋以降、消費者契約法に基づく差止請求としては裁判外の申入れ、差止請求ということで2件行っております、1件は予備校に対する学費不返還特約の削除を申入れ。当該情報が削除されるということで、清算・返金規定もきちんと整備されるという回答を得ております、これについてはホームページ等でその結果についても公表させていただいたところでございます。

もう一点は、不動産会社に住居賃貸契約に関する退去時の原状回復、自然損耗分、通常損耗分の回復費用について消費者に半分の負担を求めるという特約でございまして、御存知のように、自然損耗分、通常損耗分については通常の家賃で回収をされているはずでございますので、消費者に不利な情報ということで削除を申入れ、削除の方向性については当該事業者から意思表示がございましたので、現在、その実施の時期等について協議を継続しているところでございます。協議の内容が整いましたら、これもホームページで公表してまいりたいと思っております。

そのほか、景品表示法に基づく公正取引委員会の申告、もしくは法令に違反しているとまでは言えないんですが、消費者の被害の状況から照らして事業者に対する業務改善要望等を行うという取り組みを進めております。

そのほか、公開学習会ということで消費者の方、消費生活相談員の方、消費者団体の方々を対象に、消費者機構日本の活動を紹介するとともに、不当条項というのはどういう点で不当条項と見るのかという私どもの活動の状況も踏まえての学習会を開催したり、事業者の方々には早い段階で消費者政策の新しい動向について情報提供をさせていただき、消費者志向の経営が一層促進されるようにということで、セミナーを3月に実施するという準備をしたいという活動をしております。

この間、適格認定以前に実施した約款・勧誘行為の是正申入れの活動もございまして、消費者契約法に基づく申入れについてはすべて是正する、もしくは是正の方向ということで対応が進んでいるわけですが、実はまだ消費者団体訴訟制度が導入されていません特定商取引法については、

この間、5件ほど申入れをしていますが、約款・勧誘行為の是正に結び付いたものは2件ということになっておりまして、こういうところからも特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入が求められるところかと思っております。

以下「組織概要」についてはごらんください。

以上です。

○山本豊委員長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、資料1-3『消費者契約に関する検討委員会』ヒアリング事項についての御説明を、消費者支援機構関西の西島秀尚事務局長をお願いいたします。

○西島事務局長 おはようございます。今日は貴重な時間をいただきまして、ありがとうございます。消費者支援機構関西の西島と申します。よろしく申し上げます。

それでは、資料に沿って御説明させていただきます。私どもは関西コンシューマーズサポートオーガニゼーションということで、名前が長いので略称でKC'sと言っております。そのように使用させていただきます。

このKC'sは、関西地域の7府県の消費者団体や消費者問題に取り組む個人によって構成されておりまして、2005年12月3日に結成されたものです。認定後の活動ということですので、そこに絞って報告をさせていただきます。

1の(1)、認定の時点というところでは、KC'sには検討委員会というものを設けておりまして、その下にテーマ別に9つの検討グループというものを組織しておりました。9つのテーマというのが学納金のものが1グループ、賃貸借契約のものが3グループ、インターネットオークション関係が1つ、金融関係のものが2グループ、その他2グループが活動しておりました。

KC'sの仕組みで一言だけ御説明しておく必要があるのが、差止請求だったり申入れの前に非公開でお問い合わせというものを行っております。そういった関係で、先ほど申し上げました9つのテーマをあまり詳細に申しておりません。そういうことがありますので御了承いただきたいと思えます。

8月の認定後以降、英会話学校あるいは携帯電話関係という2グループが増えまして、1月現在11グループ、今週またもう一グループが増えまして、今、12グループが活動していることとなります。それから、グループの内容はすべて差止請求にアウトプットになるかというところでもなくて、やはり消費者にどういう消費行動をしたらいいのかという提言を行うというようなグループもありまして、例えばインターネットオークションの件については提言を行ったり、あるいはシンポジウムを行うというようなことになっております。

(2)改正消費者契約法の成立、公布、施行、それから適格消費者団体としての認定というふうな時を経るにしたがって、相手先事業者にどういう対応の変化が起きているかということをお少し御説明したいと思います。

①ですが、KC'sの初の申入れというのは2006年5月に英会話学校に対して行ったものですが、これは全く回答がありませんでした。そういうことがありましたので、特定商取引法に基づく申出ということをお3府県の知事と経済産業局に行っておるということですが、これは目立った改

善というものは認められていないということです。

2件目以降は、2件目というのは2006年12月ですが、事業者に、比較的早い段階から面談だとか回答ということで応じてもらえるということになってきております。申入れの段階で、私どもは公開ということでホームページにも掲載しておりますので、例えば100%改善に至ったという案件もありました。これはインターネットプロバイダの件です。

一方では、不十分な改善結果しか得られないというものもあります。これはリボ払いの関係での月額返済額の一方的変更通知ということがありまして、これについては申入れ等行いまして一部改善はされておったわけですがけれども、まだ改善されていない部分もあるというような状況になっております。

現在では「お問い合わせ」というものを機に事業者との協議を重ねています結果、事業者がKC'sの指摘に配慮をして約款のかなりの部分、ほぼ大部分と言っていいぐらいの改定をされているといった案件もあります。これはまだ公表に至っておりませんので、どの事業者、どの業界とは申し上げられないというところです。

昨年8月の認定後では、9事業者に延べ10事案の「お問い合わせ」または「申入」というのを行っているということになります。「お問い合わせ」9事案と「申入」1事案なんですが、つい先日、2月1日に貸金業者と住居の賃貸契約業者の方に申入れを行いましたので、合わせるとそれが今3件ということになっています。「お問い合わせ」「申入」合わせてのところですが、9事案について回答を得ているというようなことになっております。

こういった意味で、事業者の方々もこういった団体に十分対応をしていただくという変化が見えているのではないかと考えております。

(3) 直接差止請求活動と関わらないかもしれませんが、当団体のところでやはり市場の公正化を図るということが大事だろうと考えておりまして、事業者との対話の場というのを大きな柱ということで位置づけております。こういった考え方に基きまして、昨年、認定後にセミナーを開催いたしました。そのところでは消費者と企業からも御参加いただいたわけですが、その中で制度そのものがわかりにくいということが指摘をされましたので、私どもも努力していきませんが、制度を更にわかりやすく広める施策というものの一層の充実強化が求められるとっております。

以上です。

○山本豊委員長 どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして、資料1-4「適格消費者団体としての活動状況」の御説明を、全国消費者生活相談員協会の高原謙治事務局長からお願いいたします。

○高原事務局長 全国消費者生活相談員協会の高原です。よろしく申し上げます。

それでは、お手元のペーパーに基づきまして、簡単に御説明いたします。

私どもの協会は社団法人化されてから20年経ちました。会員の多くは全国各地の消費生活センターの相談員を務めているということになっておりまして、会員数は今のところ約1,900人程度ということですので。

適格消費者団体として認定されましたのは昨年 11 月 9 日でありました。認定前においてもどうか以前から私どもは消費生活に関する相談、具体的に言いますと、土日の週末に電話を受けておりまして、言わば行政の補完的なのというか、最近は土日もやるような行政、消費生活センターも増えてきましたけれどもまだまだですので、土日の週末電話相談をやっておるほか、いろんな啓発活動、例えば高齢者を対象とした消費者問題の出前講座ですとか、あるいは高齢者を対象としたような見守りネットワークという事業等々もやっておりまして、いろんな意見表明ですとか、そういうことも実施してまいりました。

消費者団体訴訟制度については消費者被害の拡大防止のほか、裁判などを通じて法的ルールの形成に寄与するということにあると思えますけれども、当協会では被害の拡大防止というか未然防止を重視して、すぐに提訴に結び付くような差止請求ということではなくて、まずは申入れという辺りから入ることにしております。

ただ、すぐ最初から申入れをするということではございませんで、やはり消費者被害情報の収集というのが当然先にあります。それが先ほど申し上げた週末電話相談、電話相談 110 番が中心になります。それを基に鋭意問題があれば、事実確認等を行いまして申入れ等を行うわけですけれども、事業者からの回答が寄せられた段階で申入れ内容と併せて公表することにしていきます。

公表の方法は、記者発表をいたすわけですけれども、当協会のホームページの方から 2 か月に 1 回発行しております機関紙『JACAS JOURNAL』に、消費者団体訴訟室からなどというコーナーがありまして、そこに 2 か月に 1 回、そういう内容を公表するということにしております。

以下、適格消費者団体認定以前の事業者に対する申入れではありますけれども、これについて簡単に御報告いたしたいと思えます。

「1. 既に改善・対応がなされている事案」ということで、1 つは個別の外国語専門学校の「併願者学費返還制度の適用の場合を除き、一旦納入された学費等は返還しない」というような募集要項を使っていたんですけれども、それが改善された事案ということで平成 18 年 11 月に申し入れて、4 月以降から実際に行われる平成 20 年度の募集要項中の学納金の清算条項が改善されているというようなことの事例が 1 つ。

2 番目ですけれども、専門学校 51 校の募集要項の調査を基に、業界団体に募集要項中の、いわゆる学納金の不返還特約について要望した事案ということでもあります。これは上の（1）に関連しまして、外国語系だけではなくて、専門学校はいろいろありますから、ほかの分野でどうなっているかということも調べてみようということで、首都圏と関西圏だけに限られましたけれども、たまたま 51 校につきまして調査をいたしました。学生募集要項を入手して調べました。調べたところ、約 8 割方が不当条項に当たるということで、専修学校、各種学校に係る業界団体へ要望いたしました文科省も関連するということになったのか、このときは最高裁の判例が出たということもありまして、文科省が関係団体等の長あてに通知を出したという経緯もあります。

（3）ですけれども、上で調べました 51 校につきまして、今年度は昨年度と比べてどうなっているかということ、やりっ放しではなくて検証してみようということで、今年度も調べました。調べたところ問題があるということで、業界団体に学納金の不返還特約の改正について再度要望を

いたしました。再要望したのは平成 19 年 10 月でしたが、その中身を申し上げると、昨年度と比べて約半数が改善されていないということのほか、不当条項を削除して、むしろ対応が後退したなどと思われるケースも見られるというようなことで再要望いたしました。

それに対しまして業界団体の方から回答がありまして「入学辞退者に対する授業料等の返還の取り扱いの明確化についてのお願い」ということで、会員校約 2,600 強の学校に対しまして、当協会の申入書の書面・資料を添付の上、文書を送付していただいております。これについては高く評価していると思っております。

文科省の方からも、内容について聞きたいということで 11 月に面談いたしております。再要望について情報提供しました。その結果、昨年 11 月 19 日でしたけれども「専修学校及び各種学校の入学辞退者に対する授業料等の取り扱いについて」ということの通知を文科省が出しました。この中では、二度にわたって業界団体に私どもが要望したというような趣旨の文言も入っておりますけれども、そういうことで一事業者だけでなく、業界団体に対して全体として改善を求めるということで、私どもはこういう対応もしていただきましたので、多くの専門学校等が改善してくれるのではないかと期待しております。

それから、適格認定後、当該事業者の対応について交渉中の事案。申し入れたのは認定前でしたが回答についてまだ交渉中の事案ということで、定期借家契約のケースで「部屋の賃貸借契約における中途解約に係る清算条項」についての申入れということで、具体的には権利金などが消費者契約法第 9 条第 1 号に触れるというようなことで行ったものです。これについては認定後、まだ交渉中であるというようなことから、消費者契約法第 23 条第 4 項に基づいてひとまず通知しております。また、回答が近々出てくるかと思っておりますので、そのときは申入事項と併せて公表しようと思っております。

以上です。

○山本豊委員長 どうもありがとうございました。

引き続きまして、資料 1－5 「『消費者契約に関する検討委員会』ヒアリング事項についての回答書」の御説明を、京都消費者契約ネットワークの長野浩三事務局長にお願いいたします。

○長野事務局長 おはようございます。京都消費者契約ネットワークの事務局長の長野でございます。今日は資料 1－5 について御説明いたします。

当法人は、2007 年 12 月 25 日に適格消費者団体として認定を受けております。構成員は消費者、消費者団体、消費生活相談員、学者、司法書士、弁護士で約 100 名でございます。なお、当法人は先ほどの消費者支援機構関西の法人会員でもあります。2002 年から当法人では消費者団体訴訟制度の制定に先駆けて、事業者等への不当行為の中止の申入活動を行ってきております。これまでの活動についてホームページに載っておりますので、もし興味のある方はごらんください。

認定後の活動について御説明いたします。当団体では認定時に、建物賃貸借契約における敷引問題、冠婚葬祭業者の積立払い契約における解約金問題、携帯電話会社の料金・解約金問題についての 3 つの検討グループがございました。

このうちの敷引問題について、過去に敷引特約をしようしていたことが裁判例上も明らかな比較

的大社のサブリース業者2社に対して、41条1項の差止請求を行っております。内容としては、敷引特約の不使用、敷引特約の記載のある契約書用紙の破棄、これらの社内での徹底措置でしたが、両社とも敷引特約についてはすでに使用していないということで回答がありましたが、契約書用紙の破棄及び社内での徹底措置についての回答はありませんでした。

その後、回答がなかった事項についての回答を再度要求しておりまして、更に敷引特約が用いられないことの徹底措置として、敷引特約を締結した際には、敷引金額の倍額を当法人に支払う旨の違約金約束をするように申し入れておりました。

更に、この敷引特約については現在検討中でありますけれども、不動産関係の3団体に対して、敷引特約を用いないように会員に対して周知徹底する措置の申入れを検討しておりますし、今春をめどに敷引特約を一掃できるような、この消費者団体訴訟制度を使つての活動を考えております。

3、ここ以下は差止請求ではございませんけれども、敷引特約を締結している消費者との間での敷引金について、返還するように業者に申し入れております。これについては、両社とも個別の問題であることを理由に回答をしてきておりません。基本的には、返すのであれば回答してくるのが筋だと思いますけれども、回答を拒否してきたことというのは、敷引金を返すべき個別の消費者に返さない態度を強く推認させる規定であります。

消費者団体訴訟制度で、今回の消費者団体訴訟制度の立法では見送られた不当な利得吐き出し制度、いわゆる金銭請求に係る消費者団体訴訟制度があれば、こういった事例に当法人が利得吐き出し請求という形で対応できるのですが、現時点ではこの制度がないために法的には請求できないということで、不当な利得が事業者に残る可能性が高い典型例として御報告しておきたいと思っております。

ペーパーはここまでなんですけれども、特商法、景品表示法の消費者団体訴訟制度導入に関して、前回、この検討委員会で23条4項の報告事項について、都道府県知事にも報告すべきではないかという議論がなされたとお伺いしました。その点について意見を1点、これは京都消費者契約ネットワークだけの意見として述べさせていただきたいと思っております。

都道府県知事への報告については基本的に反対でございます。その理由としては、一番大きな理由は、23条4項の報告の制度趣旨は監督のためでありまして、連携を図るためのものではないというのが1点。

それから、23条4項の報告事項の中には仮処分、和解等の密行性を要する事項が含まれております。それについても報告範囲を広げることについては、この点からも支障が生じる可能性がある。

更には、基本的には行政の行う行政処分、条例に基づく措置と差止請求権の行使というのは、制度的に基本的に全く別問題であります。ですから、それぞれの立場で行使することは別として、そこで連携を図る、片方で行政処分をやって、片方で差止請求をやるというような考え方については、制度的な考え方としてはおかしいということでありまして、

その3点を理由として、この点については反対であるということをお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○山本豊委員長 どうもありがとうございました。

それでは引き続きまして、資料はございませんけれども先月の 29 日に認定されたでき立てほやほやの適格消費者団体であります、消費者ネット広島の長井貴義理事から御説明をお願いいたします。

○長野理事 消費者ネット広島の長井貴義です。資料はありませんが、4 点ほど報告させていただきます。

まず認定のことですが、今、御紹介いただきましたように、我々消費者ネット広島は先週 1 月 29 日火曜日の夕方、岸田文雄国民生活担当大臣から認定を受けました。ちょうどまだ 1 週間というところで、認定を受けたところで、実は今日このような会議があるというようなことの案内を受けたところです。それが認定に関わる状況です。

次に認定後の活動ということについて、1 つ御報告します。偶然なんですけど、先週の土曜日 2 月 2 日に、岸田文雄国民生活担当大臣からお話を聞くという機会を、生協と我々消費者ネット広島の共催で企画しておりまして、その場で岸田大臣から、岸田先生は当地広島選出の代議士ですので、団体訴訟制度の説明、消費者ネット広島に期待しているということ、今後の消費者行政の在り方についてということのお話を伺う機会を先週の土曜日に受けました。それが 2 点目の認定後の活動です。

3 点目に、それまでの活動を参考に申しておきますが、我々も 110 番などを適格認定前からやっております。110 番で相談のあった事例を基に、レンタルのキャンセル料の問題について申入れをして約款の改善を見たという事例もありました。また、賃貸借の業者とも交渉したという事例も実際にありました。そういう適格認定前の活動というのがあるので、そこら辺の報告書を出そうかと思ったんですが、今回は適格認定後の活動についてということですよと言われて報告書の提出は却下されましたので、すみませんが資料はありません。

最後に、資料 1 - 1 で出ました 4 団体の連名の特商法・景表法の意見書についてですが、先ほど消費者機構日本の磯辺さんからお話もありましたように、これは 1 月 24 日辺りで取りまとめられたということのようでして、この段階では消費者ネット広島は適格認定を受けていませんでした。本日この会議があるということで、どういう報告を皆さんされるんですかと照会したところ、実はこのような意見書を 4 団体で準備していますということを事前に見せていただきましたので、我々消費者ネット広島でも、これを見て内容を確認して諮ったところ、おおむね我々消費者ネット広島も資料 1 - 1 にあるのと同じ意見であるということを示すべさせていただきますと思います。

以上です。

○山本豊委員長 どうもありがとうございました。

それでは、以上の一連のプレゼンテーションにつきまして、御意見、御質問等がございましたら、どうぞ自由に御発言をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

野坂委員、お願いします。

○野坂委員 説明を伺いまして、すぐに差止請求ではなくて情報収集が大事だと皆さんおっしゃいましたが、それぞれの団体で情報収集について意見交換なり調整はされているのか。これについて、まず伺いたいと思います。

2点目は、磯辺さんの説明では認知度が高まってきたという説明でしたけれども、消費者支援機構関西の説明だと、まだ理解が広がっていないんだということで食い違いがありますけれども、これは地域的な問題があるのか、何かそれぞれの対応の問題があるのか、あるいは行政側の問題があるのか、どういう分析をされているのかを伺いたいと思います。

以上です。

○山本豊委員長 それでは、まず磯辺さんからお願いできますか。

○磯辺事務局長 認知度の件ですが、大変恐縮ですが、私はホームページの中で情報収集をしているということが閲覧をされて、皆さんから徐々に情報提供を月に数件ですけれども、コンスタントに届くようになったという流れの中で、認知度が上がったという、ある意味主観的な言い方になってしまったのかもしれませんが。そういう言い方でございますので、全体としてはやはり消費者団体訴訟制度の国民の全般への理解、適格消費者団体の活動内容の理解というのはまだまだ広がっていないというのが、客観的な目から見たらそういう状況だと思いますので、そういう意味では KC's さんの御発言で結構かと思えます。

それと、情報収集の過程での連携というのは特段の措置を今のところとっておりません。ただ、先ほども話題になりました内閣府等と適格消費者団体だけが見られる掲示板というのがあります。そこに裁判外の差止請求も併せて差止請求後の情報については、つまり事業者の方々への何らかの申入れといったアクションをとった以降の情報については、共有できるという仕組みになっておりますので、その段階で調整が必要なものについては個別に協議して行うことになってくると思います。

○山本豊委員長 では各団体からも、情報収集をどういうふうにされているか、どういう工夫をされているかという御質問がありましたので、KC's からお願いします。

○西島事務局長 KC's では、やはり同じように 110 番の活動をやっております。ただ、110 番の活動、この間感じますところは、寄せられた情報に対して改めて情報提供をしていただけるか。こちらからもう一度連絡させていただいていいかと聞きましたところ、ほとんどいいですか、7、8割の方がそれはだめだ、この場だけにしてくれというような方が多かったということがあります。そういった意味では非常に情報収集は難しい部分があると思います。

ただ、事例についてはわかりますけれども、例えば契約書だとかの書面を入手する、あるいはその勧誘の中身について非常に細かい内容を入手するというのは、なかなか難しいところかなと思っています。そういう意味では、今、申入れ等に至っている事案といいますのは、私どもの会員の弁護士なり司法書士のところが受任したというのがいくつかあります。それが御本人の了解を得て、情報提供をしていただいているようなものがいくつかあるというところではあります。

それから、制度の方の理解というのは、先ほど少し申し上げましたところですが、事業者の方々の対応の面を見ていますと、一定に広がってきているとは思いますが、やはりまだまだということでは、これが情報収集のところとも関わっていきます。私どもにお電話いただきまして、そこで何とか自分の事案を解決したいということでの御連絡が多いということになっておりますので、そこを私どもは直接個別の解決ということではなくて、拡大や未然防止というところでやっています

という話をするのは、非常に説明が難しいということになっております。そういった意味で、制度全体をもう少し広めていく必要があるなど改めて思っているところです。

以上です。

○山本豊委員長 高原さん、何かございますか。

○高原事務局長 私ども全国消費生活相談員協会の会員は、先ほど申し上げたように全国各地のセンターの相談員を務めている人が多いわけですが、その情報を持ってくるわけにはいかないので、そういうことはしておりません。したがって、週末電話相談ですとか 110 番が中心だというのは、先ほど申し上げたところなんです。

週末電話相談でも件数はそれなりに入ってくるんですけども、即それが差止請求あるいは申入れに結び付くのはそんなに多くはない。

不当勧誘のケースは、私どもが先ほど報告したように全然やっております。ですから、週末電話相談でも不当勧誘のケースは入ってくるんですけども、それは言った言わなかったの世界でありまして、事実かどうかの証明がなかなか難しいということで、どうせ人的資源を投入するならば、書面等が入手できる契約関係に結果としてなってしまうということで、ではそんなに契約書とかそういうのが入手できるかという、なかなかそうもいかない面もあって、そこら辺は非常に苦慮しているところであります。

そういうことで、東京都さん辺りとの連携を図りながら、契約書についても場合によっては出すケースもあるようなことにもなっておりますので、そんなことも考えていきたいと思っています。

○山本豊委員長 長野さんも何かございますか。

○長野事務局長 京都消費者契約ネットワークでも、基本的には 110 番、それから会員の弁護士、司法書士が受任した事件からの申入れ案件への発展が通常です。現在、やはり消費者被害に関する情報は行政窓口を集まっていて、適格消費者団体にそのまま情報が流れ込んでこない状況にあって、その情報提供をどうするかというのが非常に大問題だと思います。

京都府では、実は消費者契約法の情報提供以外に、消費者契約法の情報提供では PIO-NET 情報ですけども、京都府消費生活安全条例では京都府の消費生活窓口寄せられた情報が PIO-NET 情報を超えて、PIO-NET 情報よりも詳しい内容を適格消費者団体に提供していただけるという条例をつくっておりますので、今後、京都府さんとはその条例を使って、京都市さんとはまた個別の協議を通じて情報提供、情報収集、行政情報を効果的に活用していくことを考えております。

以上です。

○山本豊委員長 長井さんも何かございましたら、どうぞ。

○長井理事 我々もほぼ同様ですが、やはり 110 番活動の中で情報提供、契約書などを提供していただけますかということをお願いして、提供していただいた事例などを基にするということであるとか、消費生活相談員の方が、これはもちろんそのまま情報を持ってくるわけではなく、御本人さんにそういうような情報を提供してもいいですかということについて了承を得た上で、こういう事例がありますということ、報告を受けたりしています。

あと、我々は電話相談ということ掲げておりまして、電話をかけていただいた方に、電話をかけてすぐその場というわけにはいかないんですが、弁護士が行ってアドバイスをするということの電話相談という形をとっていますので、そういったところの中から情報が収集できればと思っています。

もう一つ。長野さんが言われたこととの関連で、行政との連携で、消費生活センターがホームページにうちの消費者ネット広島のリックを張りましょうと言っていましたので、そういった関係のところから、まさに認知度も広まっていった情報収集が進めばと思っています。

以上です。

○山本豊委員長 それでは、まだ御発言を希望される委員もおられるかと思えますけれども、予定の時間が過ぎておりますので、ヒアリングはこの辺りで終了とさせていただきます。

次の議題は、景品表示法及び特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入に伴う消費者契約法上の論点（案）であります。これにつきましては、事務局の方から説明をお願いします。

○加納消費者団体訴訟室長 それでは、資料2につきまして御説明したいと思います。

前回、論点ペーパーに基づきまして、いろいろと御議論をいただきましたところを踏まえまして、事務局の方で案としてまとめたペーパーでございます。

1. からですけれども「現内閣においては、生活者・消費者が主役となる社会を実現する『国民本位への行財政への転換』が政策の重要課題として位置付けられ、各省庁縦割りになっている消費者行政を統一的・一元的に推進することが掲げられている」というのが、今国会における総理大臣の施政方針演説で述べられているところであります。

景表法及び特商法への団体訴訟制度の導入は、消費者利益の擁護を図る上で極めて有益と考えられるところですが、その際、上記のような消費者行政の統一化・一元化の要請を踏まえつつ、申請者である消費者団体及び認定後の適格団体の事務負担を軽減し、行政コストの効率化を図るとともに、事業者の過大な応訴負担や訴訟不経済といった弊害を可及的に排除する観点から制度設計をすることが適当であると、総論的に書かせていただいております。

2ですけれども、三法は、いずれも、消費者取引の適正化により消費者の利益を擁護しようとするものである点において共通していることや、現在の消費者契約法上の認定要件及び欠格事由のうち「目的及び活動実績」の要件、第13条第3項第2号ですけれども、この要件につきましても「不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うこと」とある規定の中に景表法・特商法上の不当行為を抑止するための活動を読み込むことができるということなどを踏まえすと、認定・監督及び訴訟手続を消費者契約法に一本化し、消費者契約法に基づき内閣総理大臣により認定された適格団体が、景表法・特商法上の差止請求権をも行使することができるとしつつ、これらの差止請求権の行使につきましては、関連実体法規である消費者契約法第4条、特商法第9条の2、景表法第4条等の解釈はもとより、現在の消費者契約法第12条第5項第2号や同法第44条、第45条等の規定の解釈・適用による規律に委ねるとすることとするのが適当と考えられるとしております。

3ですけれども、こうした場合、消費者契約法により認定された適格団体が景表法及び特商法上

の差止請求権を行使し得ることになるということから、適格団体の認定・監督の適切な実施・運用を図るという観点から、消費者契約法において、内閣総理大臣から公正取引委員会及び経済産業大臣に対する意見聴取に関する規定を設けるなど連携を図るとともに、適格団体の差止請求権の行使状況について情報共有をするための措置を講ずるのが適当と考えられるとしております。

最後はまとめとしまして、以上の検討を踏まえ、政府においては、景表法・特商法に団体訴訟制度を導入するに際して、消費者行政を統一的・一元的に推進する観点から、消費者契約法についても所要の措置を講ずることにより、消費者利益の擁護により資する制度とすべきだとしております。

以上でございます。

○山本豊委員長 それでは、ただいまの説明を踏まえまして、御意見、御質問等をお願いしたいと思います。どうぞ、発言希望の方は挙手の上、自由に御発言をお願いしたいと思います。

阿部委員、どうぞ。

○阿部委員 単に質問ですが、立法形式はどうするんですか。三法別々なのか。消費者契約法が1つ改正をされて、その関連でほかの法律を改正するのか。

○山本豊委員長 これは他の役所にも関わりますが、加納さんの方からお願いします。

○加納消費者団体訴訟室長 そこは現在、調整中でございます。立法技術的な問題でありますので、1つは消費者契約法及び景表法・特商法の改正法という形で出すということもありますし、あるいは景表法・特商法それぞれの改正の中でこれをやるということも技術的には可能なので、そこは調整をしていきたいと思っております。

○山本豊委員長 よろしいですか。

○阿部委員 はい。

○山本豊委員長 ほかに御発言、御質問、御意見はございますでしょうか。

夷石委員、どうぞ。

○夷石委員 先ほどの情報の共有化の問題で、今回の報告書では3番のところの最後の方になると思います。前回、都道府県との情報の共有化の話をさせていただいたのは私でありまして、そのことについて、今、消費者団体の方から掲示板の導入については慎重にという意見がありましたので、それは私としても議論を尽くすべきと考えますから、掲示板を都道府県に導入することについては、しばらくいろいろ状況を考えながら検討していただければと思っております。

しかし、先ほどの意見にあったように、東京都は地元の適格団体と協定を結んでPIO-NET以上の情報交換をしたりしておりますように、消費生活センターにある情報というのはこれからの消費者団体訴訟事件を裏づけたり、参考とする情報がいっぱいあるわけで、そこでの連携はかなり必要かと思っております。今回の報告書には、特に国の関係との情報交換だけしか見られませんが、地方自治体との情報の共有はいろんな形で密接に連携を図ってやるべきではないかなと思っておりますので、その辺を含めて、今後、執行状況を見ながら考えていただければと思っております。

○山本豊委員長 どうもありがとうございました。

ほかに御発言はございますか。

御発言がないということは、大体この報告書で皆さん賛成であるということで、大変私としても

スムーズでありたいと思います。この報告書自体は今回の景品表示法、特定商取引法への消費者団体訴訟制度の導入に伴う立法上の手当てということに関わるハードの部分に絞って記述しておりますけれども、それ以外のことで、折角の機会ですので、御発言があったら是非お願いしたいと思いますが、特にございませんか。

それでは、まず丸山委員からお願いします。

○丸山委員 今回の報告書の方向、認定手続や監督を一本化するということについては賛成しております。異論はございません。

ただ、今後の方向について1つ確認しておきたいことは、特商法のところで団体訴権の導入を議論をしていたときには、消費者契約法がスムーズに改正の方向に動いてくれるかどうかというのが、非常に不透明なところがありました。今後はそういった連携というか個別の関連消費者保護法で団体訴権を入れるという議論がされたときには、消費者契約法の改正に関する議論がスムーズに動くということを期待していてもよいのかということと、逆に消費者団体訴権制度のいわば総論部分を扱う消費者契約法の検討において、むしろこういう各種消費者保護法規には団体訴権というのは導入してしかるべきだという議論をしていてもよいのかという点。この点を確認させていただければと思います。

○山本豊委員長 その辺りは今後の議論にかかっていると思いますが、事務局の姿勢というかスタンスの面で何か御発言いただけることがありましたらお願いします。

○加納消費者団体訴訟室長 まず第1点目の消費者契約法における改正がスムーズにということにつきましては、恐らく特定商取引小委員会の中の議論として私などが記憶している限りでは、認定の統一化の問題については、政府全体で検討していくべき課題であるというような表現がされていたと思いますので、そこはそういったことを踏まえて内閣府と公正取引委員会、経済産業省と今回連携をしてこういう方向性を示した。その方が政策的に好ましいと考えるから今回はこうしたことでありまして、それが政策上好ましいのであったら、消費者契約法改正は当然積極的にやるべきであると思います。

他の消費者保護法規への関係につきましては、やはりそれぞれの法の趣旨、目的をよくとらえた上で、一本化する・するしないということを考えないと、今回、景表法・特商法というのは消費者契約法と非常に似ていますので、それはいいんだということになったかもしれませんが、例えばほかの法律でどうかということは、そこは個別に一つひとつ検討していかないと法体系の問題が生じるのではないかと思います。

○山本豊委員長 よろしゅうございますか。

○丸山委員 はい。

○山本豊委員長 それでは、次、山本敬三委員。

○山本敬三委員 2点、質問ないしは意見という形で述べさせていただければと思います。

まず1点目は、消費者契約法そのものというわけではなくて、むしろ景表法及び特商法の問題なのかもしれません。それについて、政府部内でどういう意見があったのかということ質問させていただければと思います。

そう言いますのは、これらの法律はもちろん、実体法の規定も含んではおりますけれども、行政法規として少なくとも公法に位置づけられる規制があったというところです。そこに消費者団体訴訟制度を導入したというときに、規制の意味というのが変わるのか変わらないのかということが気になります。と言いますのは、行政規制ですと、基本的にはしてはいけないということ、あるいはすべきであるということが行政法規によって定められて、その違反については行政的な規制がかかってくるという位置づけでよかったと思うんですが、そういったところも含めて消費者団体訴訟制度がカバーしてくるということに仮になってきますと、行政に対してこういうことをしてはいけない、こういうことをしてもよいということだけではなくて、社会一般について、やはりこういうことはしてはいけないと、こういうことはすべきであるというような規制の広がりというのが出てくるのかなという印象があります。

そういう意味で、個々人が相手方に対してこういうことをしろ、するなということを言えるかどうかというのは別問題なのかもしれませんが、少なくとも従来司法が問題としていた横の関係。市民間の関係、市民と事業者との関係においても、こういうことをしてはいけない、すべきであるというような規制としての意味合いを持ってくるのではないかなと思います。そういうような規制の意味合いの変化ということについて、こういう案を出される中で政府部内でどういう御意見、議論があったのかということ。あったのであれば、それを御紹介いただければありがたいと思います。それが第1点です。

もう一点は、先ほど阿部委員からも指摘された立法形式の問題でして、今回についてはおっしゃられたような方向で行くのが穏当なのかと思います。ただ、こういう形で広がっていきますと、現在の消費者契約法の中で対応するというだけで本当によいのかということやはり問題になってくるのかと思います。方向としては、2つぐらいあり得るところだと思います。

1つは、消費者団体訴訟の部分は実体規定から切り離して、ドイツがまさにそうなんですけれども、差止訴訟制度という形で純化した法律をつくって、そこにいろんなものをつなげられるようにしていくというのは1つの方向かなと思います。

もう一つの方向は、これはあまり声高に言うべきかどうかかわからないんですけども、やはり消費者契約法の実体規定を含めて、特商法等を含めたより大きな統合された法律というのを、あるいは法典なのかもしれませんが、形成していき、その中に実体規定と訴訟制度というのを取り込んでいくと。そういうような方向というのが見えてくるところだと思います。

この点について、今、どう考えているか言ってくださいということまでは言いませんけれども、そのような見通しがあるということは、当然視野に入れておられるところかだと思います。その中で、今、言える範囲で何かおっしゃっていただけるとありがたいと思います。

以上です。

○山本豊委員長 非常に大きな問題の指摘をいただきました。

事務局の方で、何かありますか。

○加納消費者団体訴訟室長 まず第1点目の行政規制との関係ですけれども、例えば景表法は表示規制及び景品類に関する規制というのがありまして、それは純然たる行政規制としてあるというこ

とで、それをそのまま差止めの対象とするのは、法体系の関係からやや問題があるのではないかと考えられますので、立法化としては民事実体権としての差止請求権として構成し直す必要があると、考えております。

2点目の今後のあるべき姿というところにつきましては、なかなか大きな話なのですぐに答えは持ち合わせていないのですけれども、今は景表法・特商法という話になりますけれども、他の法律ですね。先ほどの丸山先生のお話のように、もし仮に他の消費者保護関係法規とかに仮になれば、そこはそういったこと、例えば差止訴訟法とかというのも選択肢の1つになってくるのではないかとはいえます。ただ、これは検討はまだ何もしていない段階ですので責任を持った回答ではございません。

以上です。

○山本豊委員長 よろしいでしょうか。

それでは、阿部委員、お願いします。

○阿部委員 先ほど立法形式をお尋ねいたしましたのは、できれば消費者契約法を優先していただきたいということであります。

資料3としてお手元にお配りされておりますけれども、私どもの懸念というのは言い過ぎかとも思いますけれども、三法がばらばらに団体訴権を入れるということになりますと、同じ事業者の同じ事件に対して3つの入り口ができてしまう。これは非常に不本意でございますので、できるだけ消費者契約法の中で景表法あるいは特商法の団体訴訟も扱っていただきたい。その上で、特に44条の移送あるいは45条の弁論の併合については、当然のことでありますけれども、同じ記述に付すということが前提だと思います。

以上です。

○山本豊委員長 それでは、事務局からコメントをお願いします。

○加納消費者団体訴訟室長 私の説明が若干舌足らずだったかもしれませんが、立法形式についてというのは純然たる法技術な問題でありまして、出口はどちらも同じでございます。消費者契約をまとめるといった趣旨も、景表法及び特商法の改正にという趣旨も立法技術の問題として、例えば景表法に合わせるなら景表法改正法というのを提出して、消費者契約法の第何条を改正するというような形で景表法改正法案の附則に書くというテクニックもありますので、そういった形のことを申し上げただけでして、いずれにしても消費者契約法に一本化するということについては変わりません。

また、同一事件の問題につきましては消費者契約法上の規律がすべて及ぶということで、第44条、第45条の規律がすべて及ぶという形の整理になろうかと思っております。

○山本豊委員長 どうもありがとうございました。

もちろん、同一事件の解釈が何かという問題は残っており、それは団体訴権だけの問題ではなくて、特商法と景表法、それから消費者契約法という、それぞれの実体法の解釈の問題に関わってきます。また、それは一般の民法あるいは民事訴訟法のルール、請求権競合論とか訴訟物論に関わってきますので、その辺については、当面は運用に委ねざるを得ないというところは御理解いただき

たいと思います。

ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、佐々木委員、お願いします。

○佐々木委員 この方向性につきましては、認定・監督・更新の手続を消費者契約法一本にするということにつきましては、消費者団体の方の御意見を伺っても、煩瑣な手続を何度も行うということの労力が省けるということで大変歓迎されているようですし、また、行政の方でも認定とか更新・監督といった同様な作業を2つの役所がするという無駄が省けるわけで、大変行政コストの削減というメリットがあると思います。

それから、事業者の方にしても、別々の法律で言えば、例えば後訴制限が規定された場合と、別々の法律で後訴制限が規定された場合とを考えますと、普通ですと勝つために訴訟をやるわけですから、訴訟を維持するためには自分の方で考えられる主張は全部出すというのが考えられますので、そういう意味でも応訴負担が軽減されるということは間違いないと思います。言わばいずれの関係者にとってもメリットがある制度だと思いますので、是非この方向で進めていただきたいと考えております。

法律になる前ですので一応確認の意味なんですけれども、資料2によりますと、適格消費者団体としては、消費者契約法上に書かれている認定基準あるいは責務を負うというだけであって、景表法と特商法の関係では、監督の関係は行政内部で調整を取り合って行う。特に適格消費者団体にその関係で責務を負わせるとかいうことはないということで、理解しておいてよろしいのでしょうか。

○山本豊委員長 これは事務局からお願いします。

○加納消費者団体訴訟室長 ありません。

○山本豊委員長 ほかに御意見、御質問はございますでしょうか。

それでは、河上委員。

○河上委員 基本的には賛成なんですけれども、第2のところそれぞれの法律の運用について、差止請求権の行使についてはそれぞれの解釈に委ねると書いている部分なんですけど、今回はこれでしょうがないと考えているんですけれども、実はこの委員会として、これからも別の特別法について問題になるたびに、それぞれの法律の運用の解釈に委ねるといった態度をとったとはしない方がいいと思うんです。

いくつかの規定に関して言うと、やはり水準を統一した方がいいものが多くて、今回の特商法とか景表法に関して、消費者契約法と本当はレベルを変えた方がいいのか悪いのかというのはもう少し考えた方がいいことで、ただ、そこまで詰めて議論をし始めると時間的に無理だから、今回はそれぞれの今の解釈水準に合わせて差止請求権を行使させるということにするけれども、これがよいという趣旨ではないということぐらいは確認しておいた方がいいかなと思います。

○山本豊委員長 どうも御発言ありがとうございます。特商法と消費者契約法の関係で言えば、消費者契約法が2000年に施行され、2002年に特商法改正をして不実告知による取消権を導入した段階で、実はこの問題は生じているわけなんです。その問題は意識はしているんですけれども、今回個別の消費者の取消しの権利も含めて、それを全体的に統合するという作業は大作業になります

ので、そういう問題意識はありますけれども、それは今後の議論に委ねるという意味でこういったペーパーにとりあえずはまとめているのかなと思います。それは夏以降、またこの委員会でもそういう議論があり得るかと思えますけれども、更に今後の議論を待ちたいと考えます。

ほかに御質問、御意見はございますでしょうか。

それでは、まだ時間はございますけれども一通り御意見を伺ったと整理させていただきまして、本日の御審議においては、報告書（案）自体について修正を必要とする御意見は特になかったと思われまますので、この案で取りまとめさせていただきたいと思えますが、御了承いただけますでしょうか。

（「異議なし」と声あり）

○山本豊委員長 どうもありがとうございます。

それでは、事務局とも相談しながら所要の進め方を進めることにしたいと思います。

最後に、今後の進め方につきまして、事務局の方からアナウンスをお願いいたします。

○加納消費者団体訴訟室長 今回の報告書につきましては、委員長とも御相談の上で取りまとめ等の進め方をとりたいと思っております。

次回の委員会につきましては、この法律（案）で国会での御審議をいただく関係もありまして、夏頃からの再開を予定しております。日程につきましては、事務局から別途御連絡差し上げたいと思っております。

○山本豊委員長 それでは、本日の審議はこの辺りで終了とさせていただきます。

どうも熱心に御討議いただきまして、ありがとうございました。